

## 豊川市要保護児童対策地域協議会設置要綱

### (設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいい、法第31条第4項に規定する延長者及び法第33条第10項に規定する保護延長者（以下「延長者等」という）を含む。以下同じ。）の適切な保護、要支援児童（法第6条の3条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）若しくは特定妊婦（同項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。）への適切な支援を図るため、豊川市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は特定妊婦（以下「支援対象児童等」という。）の対策推進に係る活動方針の決定に関すること。
- (2) 支援対象児童等に係る情報交換に関すること。
- (3) 支援対象児童等に係る関係機関の連携に関すること。
- (4) 支援対象児童等に係る意識啓発に関すること。
- (5) その他支援対象児童等に関すること。

### (協議会)

第3条 協議会は、別表1に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 協議会に座長を置き、豊川市子ども健康部子育て支援課課長級職員を充てる。
- 3 座長は、会議の招集及び進行並びに総合的な連絡調整を行う。

### (連絡調整会)

第4条 協議会に連絡調整会を設置し、別表2に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 連絡調整会は、個別事例について定例的に情報交換及び検討をするとともに、適宜機敏に対応し、その活動状況を協議会に報告する。

### (個別ケース検討会)

第5条 協議会に個別ケース検討会を設置することができる。

- 2 個別ケース検討会は、事例が発生したときに関係機関担当者等により構成し、開催する。

### (守秘義務)

第6条 協議会（連絡調整会及び個別ケース検討会を含む。）の構成員は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (事務局)

第7条 協議会の事務局は、子ども健康部子育て支援課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会に必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成19年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

協議会構成員

|                         |
|-------------------------|
| 愛知県東三河福祉相談センター次長兼地域福祉課長 |
| 愛知県東三河福祉相談センター児童育成課長    |
| 愛知県豊川保健所健康支援課長          |
| 愛知県豊川警察署生活安全課長          |
| 名古屋法務局豊橋支局総務課長          |
| 豊川市医師会の推薦する者            |
| 豊川市歯科医師会の推薦する者          |
| 豊川市私立幼稚園協会の代表           |
| 児童養護施設光輝寮の代表            |
| 母子生活支援施設若竹荘の代表          |
| 民生委員・児童委員の代表            |
| 主任児童委員の代表               |
| 豊川市社会福祉協議会地域支援課課長級職員    |
| 豊川市社会福祉協議会障害福祉課課長級職員    |
| 豊川市教育委員会学校教育課課長級職員      |
| 豊川市教育委員会生涯学習課課長級職員      |
| 豊川市民病院患者サポートセンター課長級職員   |
| 豊川市市民部人権生活安全課課長級職員      |
| 豊川市福祉部地域福祉課課長級職員        |
| 豊川市福祉部障害福祉課課長級職員        |
| 豊川市子ども健康部保健センター課長級職員    |
| 豊川市子ども健康部保育課課長級職員       |
| 豊川市子ども健康部子育て支援課課長級職員    |

別表2（第4条関係）

連絡調整会構成員

|                                              |
|----------------------------------------------|
| 愛知県東三河福祉相談センター地域福祉課職員（愛知県女性相談支援センター東三河駐在室職員） |
| 愛知県東三河福祉相談センター児童育成課職員                        |
| 愛知県豊川保健所健康支援課職員                              |
| 愛知県豊川警察署生活安全課署員                              |
| 児童養護施設光輝寮職員                                  |
| 母子生活支援施設若竹荘職員                                |
| 豊川市社会福祉協議会地域支援課職員                            |
| 豊川市社会福祉協議会障害福祉課職員                            |
| 豊川市教育委員会学校教育課職員                              |
| 豊川市民病院患者サポートセンター職員                           |
| 豊川市福祉部地域福祉課職員                                |
| 豊川市福祉部障害福祉課職員                                |
| 豊川市子ども健康部保健センター職員                            |
| 豊川市子ども健康部保育課職員                               |
| 豊川市子ども健康部子育て支援課職員                            |